

令和 7 年 9 月 2 5 日

山 都 町 議 会
議長 藤澤 和生 様

経済建設常任委員長 眞原 誠

委員会審査報告書

認定第 2 号 令和 6 年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本委員会に付託された令和 6 年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 条の規定により報告します。

（意見）

令和 6 年度山都町水道事業決算においては、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、同事業の当該利益の処分及び決算について議会の議決が求められている。

審査の結果、当年度未処分利益剰余金 2 7 , 8 0 0 , 8 5 4 円を繰越利益剰余金とする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、計数の精度、事業の適否等について、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

今年度も着実に水道管などの設備の更新を進めているが、有収率はなかなか改善されない状況が続いている。人口減少に伴い給水収益の減少が予想される中、有収率を改善し支出を抑えねばならない。衛星からのデータを利用した漏水箇所の絞り込みを行う事業が、令和 7 年度から 4 年間に渡り実施される計画であるが、有収率の改善につながることを期待する。広大な面積に集落が点在する山都町において、水道事業を効率的に運営することは難しいが、水道事業は住民生活と町内産業を支える最重要事業であり、粘り強く取り組んでいただきたい。